R8.8.1～

育児休業等給付の
申請手続きが変わります

出生時育児休業給付金／出生後休業支援給付金／育児時短就業給付　― 3つの見直しポイント ―

育児休業等給付は主に4種類。まず全体像を押さえる

1

育児休業給付金

1歳未満の子供を育てるために育児休業を取得

2

出生時育児休業給付金

（産後パパ育休給付金）

子の出生後8週間以内に、最大4週間まで取得できる「産後パパ育休」の間に支給。

3

出生後休業支援給付金

（上乗せ給付）

両親ともに14日数以上の育休を取得した場合に、手取り10割相当を目指して上乗せ支給。

4

育児時短就業給付金

2歳未満の子を養育するために時短勤務を選んだ際、下がった賃金の一部を補う給付。原則として、時短勤務中の賃金の約10%が給付。

ポイント　4つの給付は「支給の場面」が違うだけで、いずれも雇用保険の被保険者が対象。

支給要件は変わらない。変わるのは「手続き」の3か所

見直しの目的：申請手続きを行いやすくし、手続きの早期化・事務負担の軽減を図る（給付の支給要件そのものは変更なし）

1	**出生時育児休業給付金**	申請時に申告する「賃金」の範囲の考え方が変わる
2	**出生後休業支援給付金**	母親が申請する場合の「配偶者の確認書類」が変わる
3	**育児時短就業給付**	支給要件の「確認方法」（提出書類・計算方法）が変わる

施行日：令和8年8月1日以後に行う申請から新しい取扱いが適用される

申告する「賃金」の考え方が変わる

従来

出生時育児休業期間を対象として「支払われた」賃金

→ 賃金の支払い実績が確定するまで申請を待つ必要があった

→

見直し後（R8.8.1～）

出生時育児休業期間中に「支払日のある」賃金

※分割取得の場合は、その間の就労期間に支払日のある賃金も含む

考えられる影響

- 賃金の確定を待たずに申請できるため、申請の早期化・給付の早期受給につながる
- 「支払われた」→「支払日のある」への変更で、賃金締め日・支払日の実務運用の再確認が必要
- 申請書作成時、対象賃金の範囲を取り違えると記載誤りが生じやすくなる点に注意

出典：厚生労働省「育児休業等給付の申請手続きを見直します」（令和8年8月1日から）／厚生労働省リーフレット

配偶者の確認書類が、母親申請でも簡単に

この給付金は、本人と配偶者がともに一定日数以上の育休等を取得した場合に上乗せ支給されるため、「配偶者が育休を取得している事実」を確認する書類が必要になる。

従来

母親が申請する場合、父親（配偶者）の育休取得の事実を確認する書類として、住民票等の提出が必要

→

見直し後（R8.8.1～）

父親と同様に「母子健康手帳の写し」（出生済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたもの）で提出可能に

考えられる影響

- 住民票の取得が不要になるケースが増え、被保険者側の書類準備の負担が軽くなる
- 母子健康手帳の写しで配偶者の氏名・生年月日を確認できない場合は、従来どおり住民票等を求められることもある

出典：厚生労働省「育児休業等給付の申請手続きを見直します」（令和8年8月1日から）／厚生労働省リーフレット

支給要件の確認方法が、4つの点で簡素化

1 母子健康手帳の写し等の提出省略

同一の子について既に育児休業給付を受給している場合、改めての提出は不要

2 賃金証明書の一部記載を省略

育休終了後～時短就業開始までに賃金の支払いがないと確認できれば、⑨⑩⑪欄の記載を省略可

3 週所定労働時間の計算方法を見直し

フレックスタイム制・変形労働時間制・シフト制で計算方法が変わる（次ページで詳述）

4 証明書様式を改訂

「育児時短就業期間等に係る証明書」が改訂され、時短開始日・週所定労働時間の確認書類として提出可能に

出典：厚生労働省「育児休業等給付の申請手続きを見直します」（令和8年8月1日から）／厚生労働省リーフレット

週所定労働時間の計算方法（勤務形態別）

勤務形態	見直し後の計算方法（R8.8.1～）
フレックスタイム制	清算期間における総労働時間の算出基礎となった1日の労働時間 × 週所定勤務日数
変形労働時間制	対象期間における1週間の平均労働時間
シフト制	実際の労働時間（短縮前：時短開始日前3か月間／短縮後：支給対象月の賃金算定対象期間）÷ 該当期間の週数（暦日数÷7日）

実務ポイント　フレックス・変形労働時間制・シフト制を採用している顧問先は、計算方法の変更を早めに周知し、証明書類の準備方法を整理しておく

出典：厚生労働省「育児休業等給付の申請手続きを見直します」（令和8年8月1日から）／厚生労働省リーフレット